

暮らしと自治 くまもと

2021年3月号

第173号(通巻236号)

NPO法人 くまもと地域自治体研究所
 熊本市中央区神水1-30-7 コモン神水
 TEL & FAX 096-383-3531
<http://k-jitiken.blogspot.com/>
 メール : km-tjk@topaz.ocn.ne.jp

特集 有明海問題

“宝の海” 有明海の再生はいよいよ正念場

有明海再生NET事務局 北園 敏光（荒尾市議会議員）

1989年諫早湾干拓工事が始まり、潮受堤防が建設され1997年4月14日に堤防の排水門が閉め切れ、湾内の調整池への海水の導入が遮断されました。それ以降、有明海では赤潮の発生が急増し、海水中の酸素濃度の低下で海底生物の生息が困難になる貧酸素水塊が広範囲に広がる事態となりました。干拓工事開始翌年の1990年からタイラギの大量死が始まり1993年以降は休漁となり、クツゾコもガザミもアサリも車エビなども漁獲が激減してしまいました。

2000年には養殖海苔の色落ちが有明海全域に広がり、2002年漁業者らが裁判に立ち上りました。2008年6月佐賀地裁が漁業被害との関連を一部認め、短期、中期、長期の5年間の開門調査を命じる判決を下し、2010年12月当時の民主党政権菅直人首相が上告を断念し、この判決が確定しました。短期開門調査が行われ、調査後に海況が一時期改善しアサリなどの生育が回復したことが実証されました。国は、その後の開門調査をいつさい行わず、憲政史上にない異常な事態が続いています。

2019年1月の裁判に、国内で有明海研究にもっとも精通されている堤裕昭熊本県立大学教授と高橋徹熊本保健科学大学教授（当時）が出廷され、それぞれの研究により潮受堤防の建設が有明海異変を引き起こした要因となったこと、開門により調整池に常時海水が導入されれば、短期の間に有明海の環境の復元が見通せると証言されました。

「開門の確定判決を勝ち取った漁民原告の漁業権が10年で消滅しているため、開門を求める権利は消滅している」とした福岡高裁による不当判決を最高裁が破棄して差し戻され、2020年2月から



「宝の海を返せ」開門を求める集会
(2017年4月27日)

福岡高裁で審理が始まりました。

この特集では、潮受堤防建設により潮流が変化するようになり、赤潮発生を頻発させ、貧酸素水塊を誘発するメカニズムとなったこと、海水導入が遮断された調整池に大量に発生したアオコを含んだ汚濁水が有明海に排出され続け全域に拡がっていること、潮受堤防排水門を常時開門し海水が導入されるようになれば、赤潮発生を誘発するメカニズムが断ち切られ、環境復元が見通せることなどがまとめられています。

また、諫早湾干拓事業そのものの問題点、複雑と見える裁判の経緯と争点、重要な局面を迎えている差戻審の意義と取り組みなどについてもご理解いただけるものと思います。

有明海再生などの自然環境の保全や復元を求め、サイトやメーリングリストから情報を発信しさまざまな皆さんといっしょに取り組んで行きたいと思います。

有明海再生NET <https://www.ariakekai.jp>
 （「よみがえれ有明海」で検索できます）

◆特集◆ 有明海問題

| | | | |
|------------------------------|-------|-------|---|
| 宝の海” 有明海の再生はいよいよ正念場 | | 北園 敏光 | 1 |
| 有明海の赤潮頻発に端を発する生態系異変のメカニズム | | 堤 裕昭 | 2 |
| 諫早湾調整池によって分断されたエコトーンを修復するために | | 高橋 徹 | 4 |
| 諫早湾干拓事業の本質と被害救済のために | | 堀 良一 | 6 |
| 新型コロナ禍での小規模事業者 | | | |

—アンケート調査にみる営業の実態— 山本 寛幸 8

「学生食料支援」の取り組みから見えてきた学生の現状 渕上 和史 11

短信・注目の書籍紹介・編集後記 12



有明海の赤潮頻発に端を発する 生態系異変のメカニズム

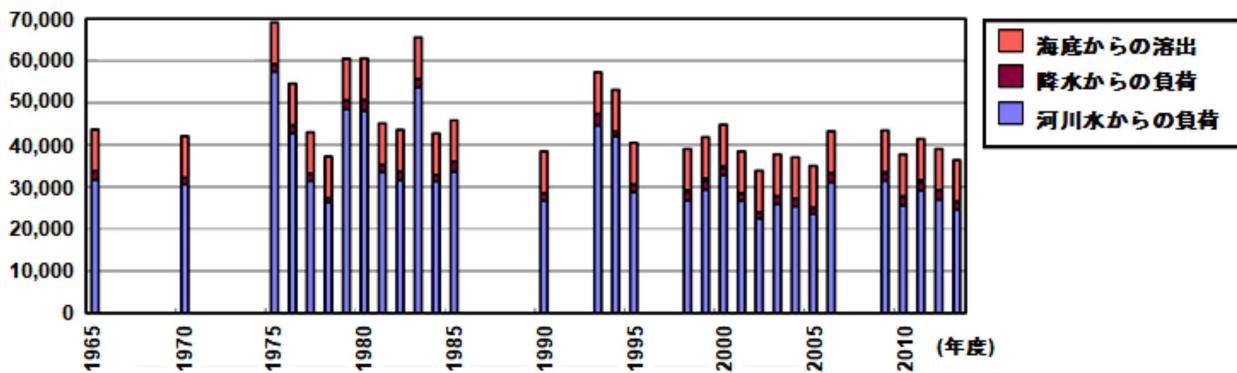
堤 裕昭（熊本県立大学環境共生学部）

近年になって赤潮が頻発する！

有明海では、日本で産業活動が急速に活発化した高度経済成長時代でも起きなかった赤潮が、1990年代後半から頻発するようになりました（図1）。1985年～1994年の10年間の年間発生回数が平均16.1回に対して、2000年～2017年の18年間にはその約2倍の平均35.8回に増加しています。赤潮とは植物プランクトンが異常に増殖して海が着色した状態を指しますが、そのためには植物プランクトンが増殖に利用するリンやチッソなどの栄養塩を大量に必要とします。しかしながら、この時期に有明海沿岸域で人口が増えました？農地が増えました？工業化が進みました？答えが見つかりません。それどころか、有明海に流入する栄養塩汚濁負荷量は、1975年以降、減少の一途を辿っています（図2）。にもかかわらず、なぜ、1990年代後半より赤潮の頻発に見舞われるようになったのでしょうか？考えられない出来事です。

図2 有明海への栄養塩汚濁負荷量の長期的变化

(a) 全窒素年間汚濁負荷量(トン)



(b) 全リン年間汚濁負荷量(トン)

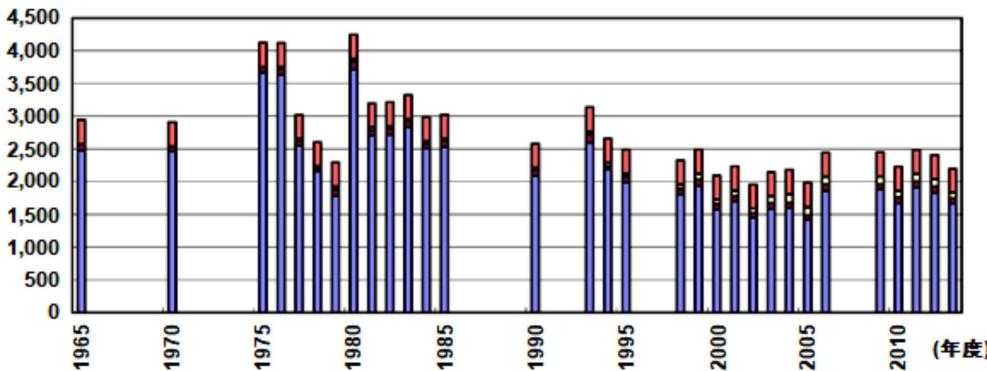
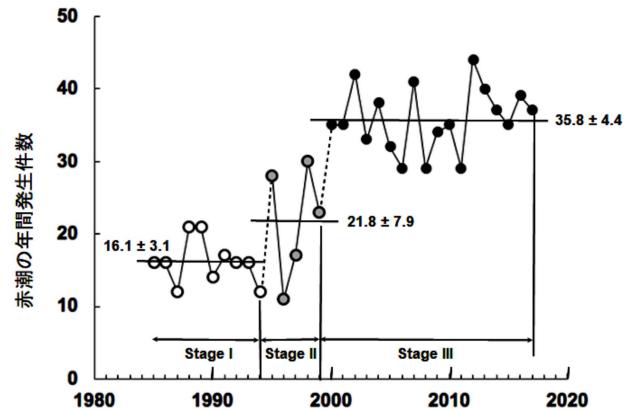


図1 有明海における赤潮の年間発生回数の長期的变化



水産庁九州漁業調整事務所（2018）「九州海域の赤潮」に掲載されたデータをもとに作成した。

「赤潮」が頻発すると、何が問題なのか？

赤潮となる植物プランクトンにもいろいろな種

類があります。シャトネラという赤潮では、魚の鰓に炎症を起こして死に至らしめます。魚類養殖が盛んな海域では、養殖魚の大量死を引き起こします。幸いにも有明海には魚類養殖場はほとんどありませんので、そのような問題は起きません。しかしながら、赤潮プランクトンは、それ自体にはまったく害のないものでも、しばらくすると枯死して大量に海底に堆積します。それが高水温となる夏に起きると、海底に堆積した有機物がバクテリアによって勢いよく分解されて、その過程で大量の酸素が消費され、海底付近は貧酸素化してしまいます。

ここで、有明海の漁業について考えます。漁業というと魚を獲るということを想像しますが、有明海の漁業の特徴は、タイラギ、ワタリガニ、クルマエビ、ウシノシタ、ニベ・グチ、カレイなど、いずれも海底に棲息する魚介類を獲る漁業です。そこで、夏に貧酸素水が発生したら、これらの魚介類は壊滅的な被害を被ります。実際、これらの魚介類の漁獲量は1990年代後半以降に、急激な減少に見舞われています。このような事態が起きる前の有明海は「豊饒の海」と称されて、その豊かな海の恵みが人々の暮らしを支えてきました。この沿岸漁業の衰退は、有明海沿岸域の地域社会を衰退させる大きな要因の1つとなっています。

赤潮は秋～冬季にも起きています。この時期に大規模な赤潮が起きることは、学術的な常識では想定しない出来事です。これが起きると、異常に増殖した植物プランクトンが海水中の栄養塩を吸い尽します。雨量の少ない時期にあたり、一旦消費し尽くされると、河川水を通しての栄養塩の流入量にも限りがあるので、栄養塩濃度はなかなか回復できません。しかしながら、この時期は有明海沿岸と言えば大規模にノリ養殖漁業が行われています。そのノリも成長のためにも大量の栄養塩が必要です。この時期には赤潮はもともと発生しないことを前提として、ノリ養殖漁業が営まれてきました。赤潮の発生は、この漁業の成り立ちを基盤から覆すことになります。

なぜ、赤潮は頻発するようになったのか？

有明海における1990年代後半からの赤潮の頻発という現象は、これまでに常識を越えた出来事です。その発生メカニズムについても、これまでの学術的な知見を基礎においた考察で説明できるものではありません。そこで、この謎を解き明かすキーとなるのは、この現象がいつから発生してきたのか、その時期に有明海で何が起きたのかということです。もっとも関係が疑われる的是、有明

海奥部西岸に位置する内湾の諫早湾で進められてきた国営諫早湾干拓事業に伴う地形変化です。特に、1997年4月14日、潮受け堤防が最終的に約2.1kmにわたって締め切られて、諫早湾奥部の干潟における潮の満ち引きが強制的に止められました。このことによって、その潮受け堤防の外側に残された諫早湾全域においては、潮流がそれまでの約1/4の速さに、突然減少しました。このような大きな潮流の変化は、自然現象では起き得ない事態です。

この事業主体者である国は、事ある毎に、「潮受け堤防〆切りの影響は諫早湾内に止まっている」ということを繰り返していましたが、何の根拠もないことです。そう願っていますというようなものです。諫早湾全域において潮流の速さが約1/4に減少したことを明らかにしたのは、農林水産省の潮流調査によるものです。このような変化を引き起こしていても、流体である水の動きが有明海に出た瞬間に、何も今までと変化していないはずがありません。慣性の法則に反することは自明のことです。調査結果と、その調査結果が意味することが、まるで別のことのように扱われてきました。そのことには、この事実の報告を受けた学識経験者がその意味を指摘できないことにも大きな問題があります。この問題がなぜ生じるのか、可能性は2つあります。1つは専門家なる方々の国への忖度です。もう1つは、調査結果を感覚的にも理解できないという能力的な問題です。

この潮受け堤防〆切りによって生じた諫早湾内の潮流速の変化は、有明海における海水循環の特徴とも言うべき反時計回りの恒流（潮汐による潮の動きの差分で、有明海では湾口から東岸沿いに奥部へ、奥部から西岸沿いに湾口へと潮が動いて、海水が外海と交換される流れ）の動きを妨げてしまうことになったと考えられます。有明海奥部では海水が停滞し、そこで夏季に赤潮が発生して大量の有機物が生産されて海底に堆積し、それが分解される過程で大量の酸素が消費されれば、締め切った部屋でストーブを焚くようなものです。また、冬季に赤潮が発生すれば、その赤潮プランクトンが奥部に居座って栄養塩を消費し尽くします。ノリ養殖を行っている海域に、栄養塩の吸い取り紙を敷き詰めたようなものです。養殖されているノリには栄養塩が回ってきません。

この有明海で1990年代後半より起きてきた赤潮頻発に端を発する生態系の異変の原因は、我々の思考の中から政治的なしがらみを排除すれば、意外に簡単に見いだせるものではないでしょうか？

諫早湾調整池によって分断されたエコトーンを修復するために

元熊本保健科学大学教授 高橋 徹

エコトーン（異なる生態系間の移行帯）は、生息する生物の豊かさのみならず、物質循環の要としても極めて重要です。1997年、有明海の中でも特に豊かで泉水海と呼ばれた諫早湾奥部のエコトーンを分断する形で潮受堤防が建設され、広大な調整池が建設されました。生態系が分断されることは地域の主要産業である水産業に問題が生じることは明らかです。それはやがて、水産業のみならず、互いに繋がる様々な産業の輪を分断し、そして、巨大「公共」事業にありがちな地域住民の分断を招いて今日に至っています。

諫早湾調整池の存在の意味

国営諫早湾干拓事業は、7kmにわたる潮受堤防の内側に2600haの調整池を設け、内部堤防に囲まれた640haの新干拓農地を造成するもので、他には防災を名目としています。「池」とはいうものの、その面積は摩周湖（1922ha）よりも広く、貯水量は約3600m³あります（図1）。ただし、流入する水はさらに多く、防災上、水位を平均海面-1mに維持するため、南北の排水門から日常的に排水がおこなわれていて、その量は年間で4億～5億m³に達します。しかし、新干拓農地で使用されている水は年間40万m³と、通過する水の0.1%にも満たないのです。しかも、調整池本体の水は海水の浸透で塩分が1を越える事が多く、畑作には不向きです。そのため、実際には本明川河口域のP1地点（図1）付近の水が新干拓地に給水されており、調整池本体の膨大な水は使用されていません。ただし、旧干拓地の一部では、梅雨の河川水流入で下がった塩分が9月にかけて上昇するまでの期間を利用して、野菜一般より塩分耐性が強い水稻に調整池本体の水が使用されています。しかし、これには、後述するアオコ毒に晒されるという問題をはらんでいます。

潮受け堤防中央展望所には1957年の諫早大水害の写真とともに、防災効果説明パネルが展示されています。しかし、山からの出水で本明川が氾濫した諫早市中心部までは直線距離で10km以上あり、潮受け堤防に同様の水害抑止効果があるかのような説明には無理があります。東日

本大地震をはじめ、数ある災害を通して、私たちは防災こそ正確な情報が最重要である事を学びました。不正確な情報は防災上も問題と言わなければなりません。

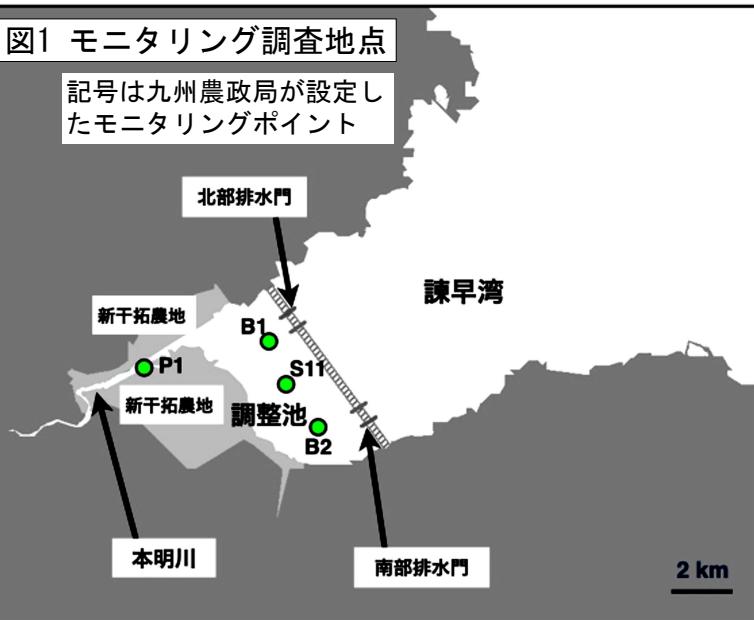
調整池という「新たな生態系」

九州農政局のホームページには「新たな生態系の創造」というタイトルページがあり、ギンブナやシジミなど淡水系の生物の写真が並べられています。しかし、これらは本明川河口域に生息する生きもので、調整池本体に生息するものではありません。生態系はどこにでもあるので、言葉自体に間違いとは言えないけれども、主役とも言えるアオコとユスリカを欠いた表示は印象操作と言わざるを得ません。

では、調整池の生態系はどうなっているのでしょうか？誰もが現地を見て感じる点は「濁り」でしょう。これは、平均1.4mと浅い水深のため、少しの風で巻き上げられた浮泥が、いつまでも沈降せずに浮遊しているためです。浮泥とは、火山灰由来の有明粘土と呼ばれる微細粒子が海水に触れる事で凝集したもので、佐賀、島原方面のソフトな干潟の素材です。有明海の激しい潮汐によって巻き上げられた浮泥の表面には栄養塩や有機物が吸着して物質循環を促進しているとも言われ、その濁りは決して海の汚れを示すものではありません。ところが、潮汐による攪拌から切り離され、調整

図1 モニタリング調査地点

記号は九州農政局が設定したモニタリングポイント



池に閉じ込められた浮泥は、ただ光を遮る障害物となっています。調整池の透明度は年間を通じて10-20cmしかありません。透明度が15cmとすると、植物プランクトンの光合成による酸素発生と呼吸による酸素消費が釣り合う補償深度は40cm程度しかなく、それ以深は深海と同じく無生産のゾーンとなっているのです。通常の湖なら、2mにも達しない水深では湖底にまで光が行き渡り、植物プランクトンや藻類、沈水植物などが生態系の起点となる光合成（一次生産）を盛んにおこなっているはずです。しかし、諫早湾調整池の場合、植物プランクトンの量も少なく、冬期には、河川や農地を通して流入した栄養塩類（チッ素、リン）の多くが消費されないまま排水されています。これらの富栄養排水は比重が軽く、表層を拡散して冬期赤潮の原因となっている可能性があります。冬期赤潮は周囲の栄養塩を消費し尽くして、海苔の色落ちをもたらす事になります。

一方、夏には表層がアオコ（シアノバクテリア）で覆われます。珪藻などの真核生物の植物プランクトンは、紫外線の強いエネルギーを避けて水面には拡散しません。しかし、28億年以上昔、オゾン層も無かった時代の強烈な紫外線に適応しているバクテリアのアオコは表層に拡散して光を独占することができるのです。そのアオコも様々な種が出現しますが、梅雨に伴う大量の栄養塩流入後には肝臓毒ミクロシスチン類（MCs）を產生するミクロキスティス属が優占するケースがほとんどです。MCsは強力な肝臓毒で、70種以上が知られています。種類によっては、その急性毒性は青酸

カリの100倍以上ともされる上、発癌などの慢性毒性も確認されています。2008-2014年の間、測定されたMCs濃度と排水量から計算されたMCs排出量は年間数十～数百kgで、最大は2011年の870kgでした。そのため、諫早湾内はもとより有明海湾奥部の広範囲の海底に残留している事も確認されました。MCsは化学的に安定で、紫外線も届かない海底では特定のバクテリアによって分解されます。しかし、その分解は20°C以下では進行しないので蓄積されているのです。

生物への蓄積

海底の泥に蓄積するくらいの毒素が生物の体内に侵入しない筈がありません。これまで調べたところ、水産物でWHOの基準に照らして問題となる量は二つの例外を除いて認められていません。しかし、低レベルなら、ワタリガニやコメ、水生昆虫など、殆どの周辺生物から検出され、食物連鎖を通じた生物濃縮も確認されています（表1）。

海水導入で解決出来る

ここで示した深刻なMCs広域汚染は厳然たる事実です。目に見えなくても確実に存在している新型コロナウィルスと同様です。しかし、調整池の有毒アオコ問題に限れば、解決法は新型コロナ対策ほどやっかいではありません。海水導入によって塩分が上昇すれば、調整池内の浮泥は凝集沈殿し、透明度は上昇します。そうなるとシアノバクテリアに出る幕はなく、調整池内で真核植物プランクトンや藻類の光合成を起点とした生態系が回

表1 謳早湾調整池、諫早湾周辺域から採集された生物のMCs含量(μg/g)

| 和名 | 採取場所 | 採取日 | n | MCs含量(SD) | 備考 |
|----------------|-------|-------------------|----|----------------|----------------------|
| 天然カキ | 南部廃水 | 2007/12/7 | 2 | 0.41(0.057) | 4.9 gでTDI*越え |
| | 門付近 | 2013/2/27 | 4 | 0.033(0.015) | 61gでTDI越え |
| ワタリガニの カニ味噌 | 店頭購入 | 2011/3/15 より2年 | 11 | 0.018(0.015) | 111 gでTDI越え |
| ボラの肝臓 | 調整池 | 2007/7/22 | 2 | 2.4(0) | 0.83 gでTDI越え |
| | | 2009/7/11 | | | |
| | 諫早湾 | 2015/7/5 | 4 | 0.025(0.016) | 80 gでTDI越え |
| | 天草・姫戸 | 2016/6/2 | 4 | 0.0041(0.0030) | 490 gでTDI越え |
| コメ | 旧干拓地 | 2012/10/31 | | 0.0032 | 630 g(約4合) でTDI越え |
| ユスリカ成虫 | 潮受堤防 | 2011/8/13 | | 0.0005 | |
| アシナガグモ | | 2011/9/11 | | 0.0043 | ユスリカの8.6倍 |
| ウスバキトンボ | | 2011/9/10 | | 0.006 | ユスリカの12倍 |

*TDI: Tolerable Daily Intake耐用一日摂取量=0.04μg/kg, WHOによる。

表の設定は体重50kgの成人を仮定した場合 (0.04μgx50=2.0μg)。

ゴチック表示は食べてはいけない濃度。

り始めます。もちろん、農業用水の確保は必要ですが、対策不可能な課題ではないでしょう。2010年の福岡高裁判決はその対策をした上での5年間の開門調査を命じたのでした。およそ実現不可能な提起を福岡高裁が提起したとは考えられません。農水省には問題に真剣に向き合い、判直直後におこなっていた対策の検討を再開していただきたいと思います。開門を求める漁民達は一貫して「農漁共存」を掲げています。しかし、これは本来、農林水産省が示すべき道筋ではありませんか。法廷で漁民（最近では農民も）と対峙している場合ではなく、一刻も早く、一次産業の礎を築くという本来の役割に立ち返る事を願います。

SDGsの達成のために

SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) は2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。17ある目標のうち、14番目は「海の豊かさを守ろう」です。これを真に実現するためには、政治力学ではなく、自然科学の原理に則った行動が求められます。そうしていま、様々な立場を越えて、知恵を寄せてローカルな一つの湾を救う時ではないでしょうか。それが出来ない我々なら、地球レベルの環境問題に太刀打ちできるはずもないかもしれませんか。

諫早湾干拓事業の本質と被害救済のために

よみがえれ！有明訴訟弁護団 堀 良一

1 諫早湾干拓事業の概要

諫早湾干拓事業は、農林水産省所管の複式干拓方式による国営大規模公共事業です。事業の目的は、優良農地の造成と背後地の防災（洪水、湛水、高潮対策）の2つ。

具体的には、諫早湾の湾奥約3,500haを約7kmの潮受堤防で締め切り、さらに潮受堤防内に内部堤防を設け、淡水の調整池（2,600ha）と干陸地を造成して、干陸地に638haの優良農地を造成すること、潮受堤防に設けられた幅200mの北部排水門と幅50mの南部排水門の開閉操作で溜まった淡水を適宜有明海に排水し、調整池を海拔マイナス1mに維持することによって、潮受堤防による高潮被害の防止とともに背後地の洪水被害や湛水被害を防止しようという計画でした。

工事は1989年11月に着工され、1997年4月には死刑台のギロチンさながらに293枚の鉄板が次々に落下して潮受堤防が締め切られ、2008年3月に事業終了し、同年4月から干拓営農が開始されました。

事業費は2,530億円です。

日本型公共事業は、無駄、有害、走り出したら止まらない、後戻りしない、などの弊害が指摘されています。諫早湾干拓事業は、長良川河口堰などと並んで、この大規模公共事業の弊害を典型的に露呈しています。

2 無駄な公共事業1・・費用対効果との関係

多額の税金を投入して行われる公共事業は、事業の効果が投入する費用を上回るからこそ意義が



「再び国を断罪」福岡高裁にて（2014年6月11日）

あります。したがって、費用対効果の比率は1以上でなければいけません。ところが、諫早湾干拓事業は、工事開始後の計画変更の結果、国の試算によっても費用対効果は0.81しかありません。すなわち、投入した費用に見合うだけの効果がないことは、効果を過大に費用を過小に見積もろうとする事業者自身であっても認めざるをえない状況です。事業者の身勝手な計算を許さず、適正に評価した場合の費用対効果は0.19にすぎないという研究結果もあります。こうなると、文字通り莫大な税金の無駄遣いです。

さらに言えば、1997年の潮受堤防締切によって調整池が創出されて以来、20年以上経過した今もなお、水質目標にほど遠い調整池の水質を改善するための水質改善事業が継続されています。この間に投入された税金は500億円を越えていると推計されています。調整池は税金を食い荒らすモンスターであるかのようです。

3 無駄な公共事業2・・事業目的との関係

諫早湾干拓事業は、優良農地造成と防災の2つの事業目的との関係でも、無駄な公共事業です。

優良農地造成の事業目的は、達成どころか、干拓地営農者に大きな被害をもたらしています。干拓地営農者は排水不良や、調整池に集まる多くのカモによる大規模な食害等に苦しめられています。そのため、2008年4月の営農開始時点では41の経営体が干拓農地に入植しましたが、現在までに10を越える4分の1の経営体が干拓地営農をあきらめて離脱しています。この状況は止まりそうにありません。営農を継続している干拓地営農者2名がカモ被害などの温床となっている調整池への海水導入のための開門と農業被害の賠償を求める訴訟を提起し、損害賠償訴訟には営農から離脱した元干拓地営農者2名も加わって裁判闘争がたたかわれています。

防災の事業目的についても、推進派が大宣伝し、いまもなお後背地の諫早市民が信じこまれている1957年の諫早大水害を防止する効果について、あの大水害の防止効果がないことは、すでに国も認めているところです。背後地の湛水被害や高潮対策は、各地で実施されているように、排水路と排水機場を整備して湛水被害を防止し、海岸堤防を整備して高潮対策とすればすむことであって、干拓事業でなければならない必然性はありません。

4 有害な公共事業

諫早湾干拓事業は、無駄な公共事業の典型であるだけでなく、有害な公共事業の典型でもあります。

諫早湾干拓事業によって、宝の海であった有明海は「有明海異変」とまで言われる環境破壊に見舞われ、有明海漁業者は今もなお不漁に苦しんでいます。有明海漁業を支えてきたタイラギ漁は休止に追い込まれ、アサリは大打撃を受け、有明海産のアゲマキも店先から姿を消しました。多くの漁業者が漁業から離脱し、経営難から自死に追い込まれた漁業者も少なくありません。

2000年暮れからの赤潮による歴史的ノリ不作のなかで国が原因究明のために立ち上げた第三者委員会が、赤潮等の原因は諫早湾干拓事業にあると想定されるとし、潮受堤防排水門の開門調査によって、科学的に検証すべきであると提言したにもかかわらず、国は本格的な開門調査を行わず、開門をタブー視した「再生」事業によってお茶を濁し続けています。2005年以来本格化したこの再生事業にはすでに500億円を越える公金が投入され、いまもなお続いている。

5 走り出したら止まらない公共事業、後戻りしない公共事業

もともと諫早湾における干拓事業は1952年の大干拓構想以来、何度も目的を変えながら計画変更され、1982年には当時の計画が漁民の反対などで頓挫すると、今度は「防災干拓」などと防災を前面に打ち出して漁民の反対の声を封殺し、現在の事業となりました。まさに「初めに干拓ありき」で、走り出したら止まらない公共事業でした。

諫早湾干拓事業という、走り出したら止まらない公共事業はまた、決して後戻りしようとしない公共事業でもあります。

有明海異変のなかで不漁に苦しむ有明海漁民は、宝の海を再生させようと、訴訟を通じて異議申立てを行い、2010年12月には国に対し潮受堤防排水門の開門を命じる判決を確定させました。

ところが国は確定判決に従いません。国が確定判決に従わないのは、この国の憲政史上初の不祥事です。三権分立をないがしろにする国に対し、漁民は、間接強制という強制執行を申し立て、裁判所がこれを認めたにもかかわらず、国はかたくなに開門を拒否し、開門確定判決を無力にするためになりふり構わぬ請求異議訴訟を提起して干拓事業の後戻りを拒んでいます。

6 裁判闘争の現状と展望

その請求異議訴訟も、地裁での勝訴、高裁での逆転敗訴、最高裁での再逆転勝訴、福岡高裁への差し戻しという複雑な経過を経て、いよいよ大詰めを迎えようとしています。

差戻審では、判決になった場合の勝訴を展望しながら、それを背景に、非開門などという不当な前提を置かない真の和解協議を実現する可能性を切り拓いています。今年の新年は、そういう状況のなかで迎えました。

争点についての審理は、わたしたちの攻勢のうちに大詰めを迎えようとしています。いま裁判所は、このまま判決に向かうのか、それとも和解協議をするのかの選択を迫られています。わたしたちは差戻審の当初から本年1月までの3回にわたって裁判所に上申書を提出して、非開門などという前提を置かない真の和解協議の実現を訴えてきました。訴訟外でも紛争の全面的解決に向けての機運が高まっています。日本環境会議や環境法政策学会などの研究者団体の現地視察が行われたり、日本ベントス学会自然環境保全委員会から裁判所に意見書が提出されたりしました。日本環境会議では特別の検証委員会が立ち上げられて諫早干拓の検証作業が始まり、すでに全体会議は9回を数えました。こうした動きは隨時、裁判所に伝えています。そのなかで、裁判所は和解協議を無視し

て裁判を進行することはできないと考えているようです。

さらに、農水大臣は昨年11月の国会答弁や、12月20日の現地視察の際のわたしたちとの意見交換会で、前大臣が現地視察の際に述べた「さまざまな立場の関係者がバランスよく参加するのであれば一堂に会して話し合うこともあってもよい」との考えは、自分も全く同様だと述べました。そうであるならば、国がしがみついている非開門の100億円基金案の和解に固執する理由はなくなりま

す。
わたしたちは、開門協議において、農・漁・防災共存の開門こそが唯一の紛争解決であることを堂々と訴えて、開門を実現していきたいと思います。

そのためには、まず、裁判所が前提を置かない和解協議を開始しなければなりません。

当面の焦点は、ここにあります。法廷の内外で力を合わせ、真の和解協議実現に王手をかけていきましょう。

新型コロナ禍での小規模事業者 —アンケート調査にみる営業の実態—

熊本民主商工会 会長 山本 寛幸

新型コロナウィルス感染症の影響により、熊本県内の事業者は経営の継続が大変難しい状態が続いている。特に昨年12月30日から熊本市中心部で酒類を提供する飲食店に限っていた要請を今年1月14日より県内全域に拡大した影響は大きく、対象となる飲食店以外でも取引全般の事業者全般に売り上げの下落が続いている。

私たち熊本民商では、会員へ新型コロナ感染症による影響を調べるために昨年12月初頭より今年1月まで会員約600名の方に対して、商工新聞への折り込みおよび直接お願いする方法でアンケート調査を実施し、112人の方から回答を頂きましたので、紹介させていただこうと思います。

図1-1 昨年の売上額と比べて今年の見込み

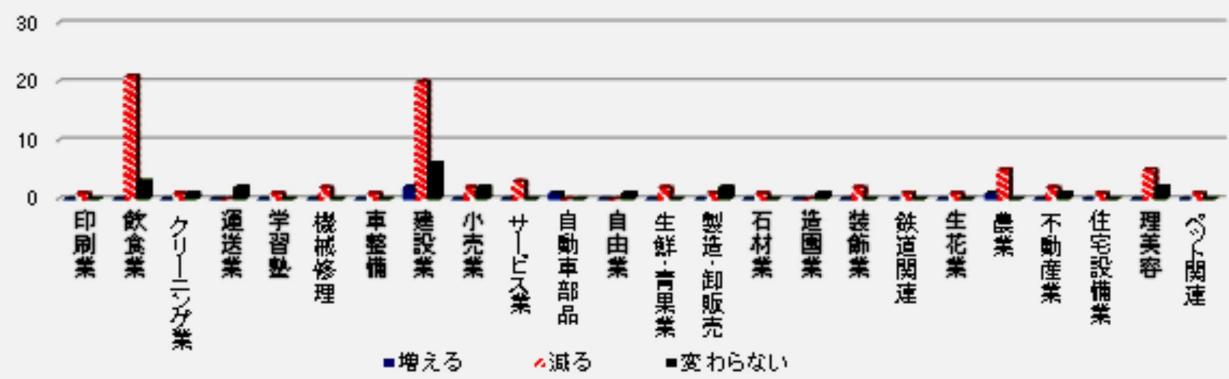
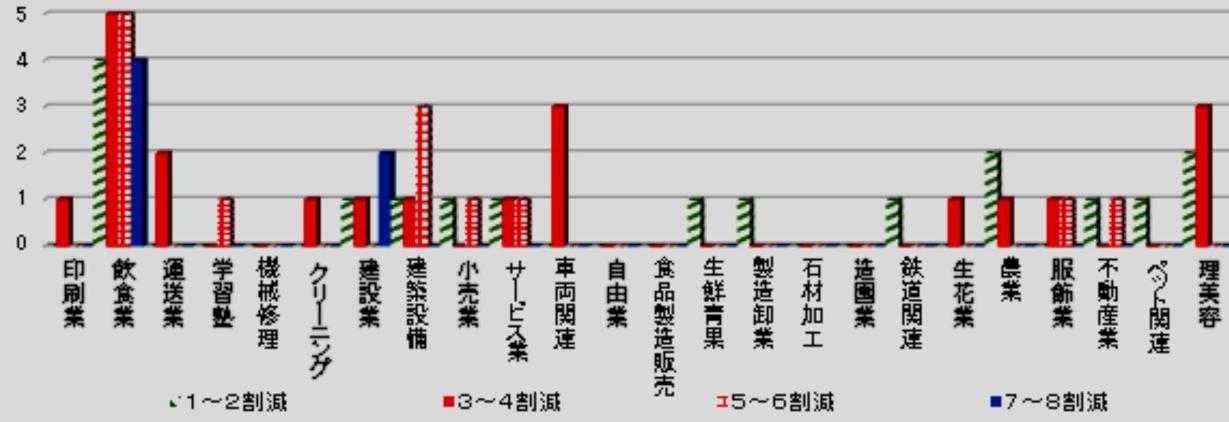


図1-2 売上が減ると答えた方へ何割減るか



※売り上げが増えるとの答えが1人（建築設備）いましたが、上記には加えていません。

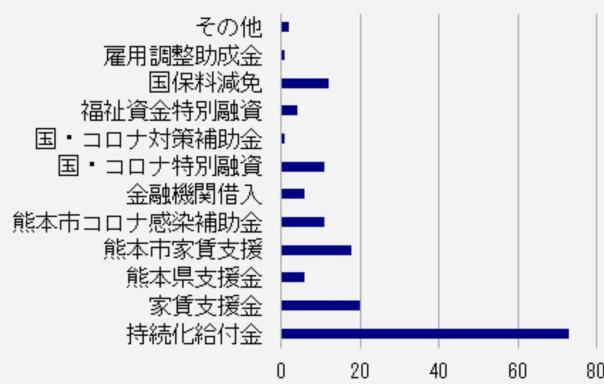
1、コロナ感染症の影響による収入についてお尋ね

売上の減少は、全ての業種に及んでおり、特に飲食業が顕著です。その他、建設業の方で売上8割の減少と答えた方もおり、取引の関係や資材の高騰などが考えられます。

2、コロナ感染症の影響による経営支援策の利用と使い道についてお尋ね

多くの方が「持続化給付金」を受け取ることが出来ましたが、売上減少が顕著な飲食店は家賃を含む固定費や従業員の給与に消えていったことが

図2-1 各種給付金・支援金の利用状況



判ります。2回目の「持続化給付金」が必要です。

3、コロナ感染症の影響による売り上げ減少に伴い、従業員を減らしましたか？

会員は全て「小規模企業（家族経営を含む、従業員5人以下の事業者）」が対象なので、雇用者が元々少ない経営形態になりますが、その中でも「従業員を減らした」などの記載がありました。

4、商売をする上で、年末から年始にかけて不安に思うことは何ですか？

やはり、感染対策に追われていることが明らかになっています。また、今後の継続を考えると固定費が重くのしかかり、早めの資金繰りも検討せざるを得ない状況だと思います。

融資関連では、「金融円滑化特別資金」で「3年間実質無利子、無担保、保証料減免、元金据置最長5年」の制度を利用可能ですが、あくまで返済前提の融資であり、コロナパンデミック終息が見えない状況では、利用しにくいのが現状です。また、経営強化のためのコロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築（業態やサービス提供方法等の変更や追加）に係る取り組みに対する

図2-2 給付金・支援金の使い道

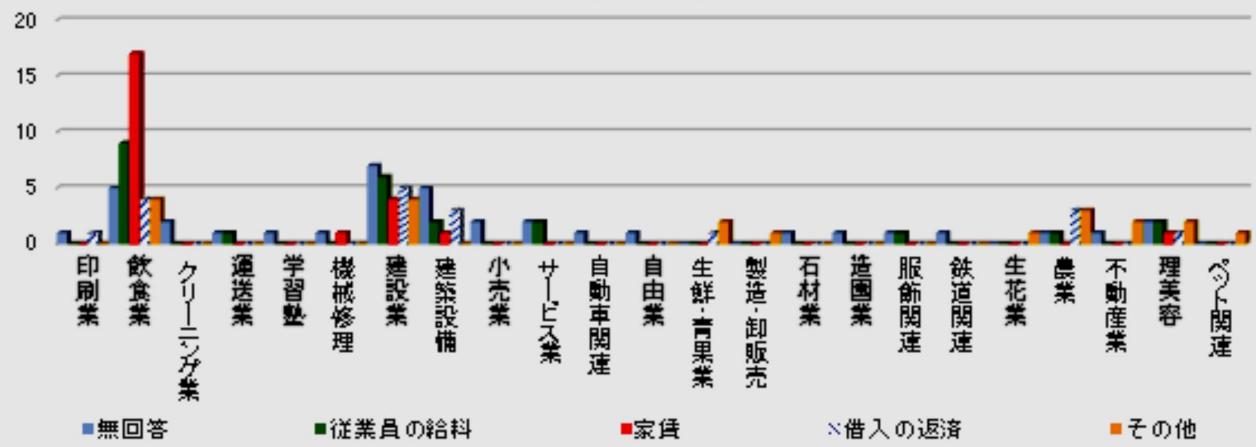


図3 コロナ感染症による従業員の動向

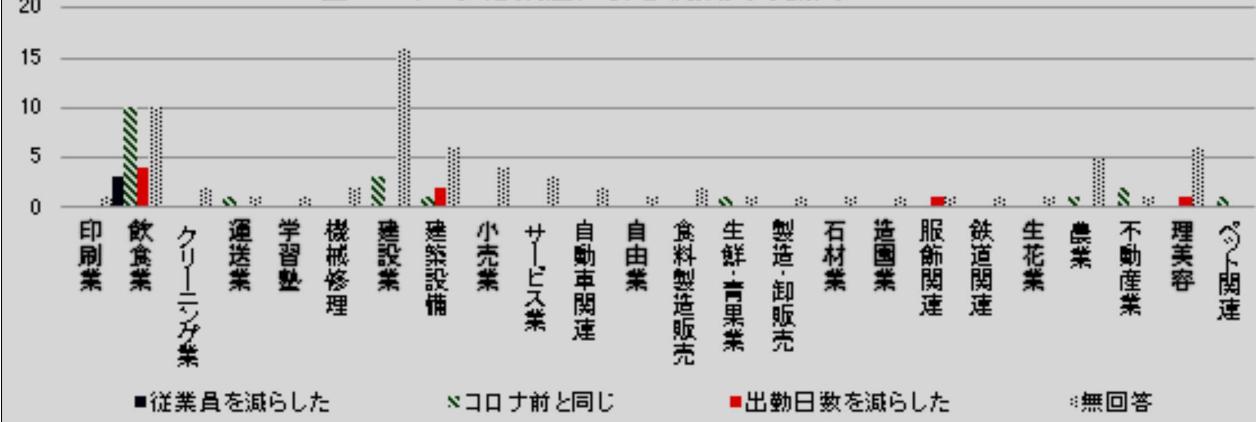
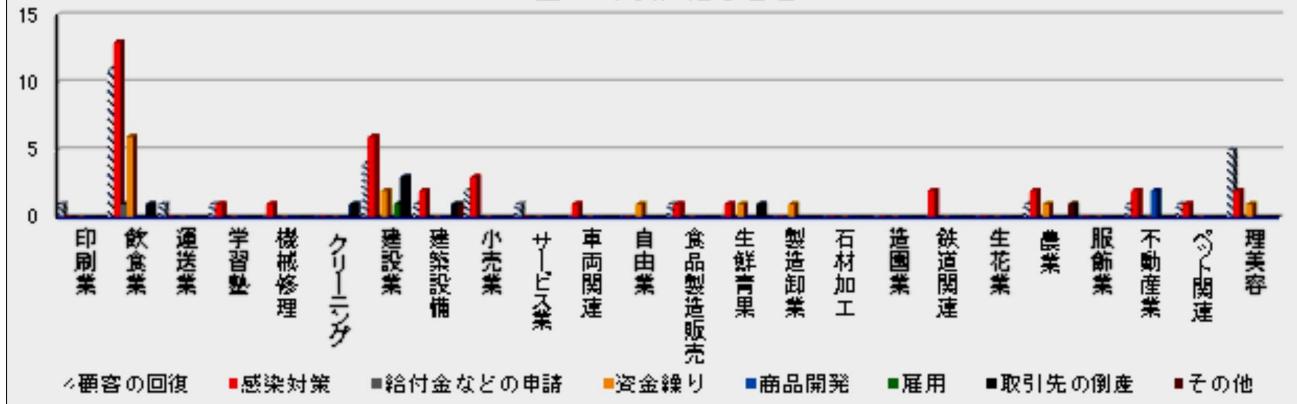


図4 不安に思うこと



支援制度である「中小企業者業態転換等支援事業補助金」が新たに制定されていますが、これは資金や人材を含めた環境が整った比較的大きな事業者向けの制度と思われ、特に家族経営での小規模事業者には利用は困難と思われます。

5、GoToキャンペーンの恩恵はありましたか？

飲食業の方が一人だけ「お客様が増えた」との回答を受けましたが、他は「全く恩恵がない」との回答です。

6、国・県・市町村に対して意見や要望・施策がありましたらお答えください

- 自営業の人たちは購入した自宅やビルを事務所及び店舗にしている方が多く、家賃補助が受けられない。何とかならないか?ローンは払い続けている。(サービス業)
- GOTOキャンペーンは中止すべき。(農業)
- 旅行や飲食関連ばかりの政策が中心ですが、我々アパレル業界も来店者数が減っています。他業界への対策も前向きに支援してください。(製造卸販売)
- 持続化給付金を続けてほしい。(飲食業)
- 2度目の持続化給付金の支給・地震関連の借入利子の免除。(食品製造販売・飲食業)
- 国保を安くしてほしい。(建築設備)
- 継続的な支援策の実行・納税の見直し。(飲食業)
- 地域との連携・国としての統一。(建設業)
- 1/7に国は緊急事態宣言を14日間実施する方針を出したが、東京23区にしぼって1人10万円、事業所に100%保障をした上で完全にロックダウンを行う方法が一番有効かと思われる。(実行予算は4兆円)(ペット関連)
- 飲食店の援助ばかり、建設とか他にもお願いしたい。(建設業)
- 給付金をまたもらいたい。(生鮮卸)

アンケート調査の依頼をお願いしている際にも、クリーニング店の話で「様々な事業所でのクリーニング需要が減少した関係上、売り上げが減少している」との事もお聞きしています。また、「ご意見・要望の欄」には「昨年の持続化給付金は、直ぐ家賃や経費に消えてしまった。」「二回目の持続化給付金が必要」「・・・」などの記載が目立っています。

この状況が続くようであるならば、経営継続が非常に難しくなり、有効な対策が講じられなければ、倒産・廃業の急増が危惧される事態です。

消費が極端に減少している経済危機の時において最も効果的な支援策は、減収を補填する直接支援と事業継続を支える固定費補助と思われます。政府は、日本共産党を含めた野党が強く求める「持続化給付金の第二弾」を無視する様子であり、現在、熊本県内において熊本市が独自施策である「家賃1ヶ月分支給(上限28万円)」と八代市が独自に飲食店や喫茶店等などの日常より店舗内で飲食提供を行う施設に対して「売上高30%減少している事業者に対して30万円の補助金」を支給する制度を行っています。

さらに消費税に関する事業者は負担と将来に向けて大変な不安を抱えており、本年10月より「インボイス発効事業者の登録申請が開始」される予定です。これにより、2030年10月から本格的に開始されるインボイス制度を待たず、事実上インボイス始める企業が多発する可能性があります。政府はコロナ禍をもっと考慮して中小企業に対して、財源が不要で最も速攻かつ確実な景気対策と言える消費税減税策を実施すべきです。世界では、コロナ禍のもとで消費税を減税する国や地域は50以上にのぼっており、イタリアやフランスでは医療品を減税していることも判るように、景気対策として消費税減税を積極的に推進しています。

「学生食料支援」の取り組みから見えてきた学生の現状

くまもと学生食料支援プロジェクト実行委員会 事務局 津上 和史

プロジェクトではこの間、新型コロナにともない困難を抱える学生を支援しようと、12月、1月、2月と3回の物資配布会を実施してきました。訪れた学生はのべ800名を数え、食料品や生活物資の提供を受け喜ばれています。これまでの取り組みをまとめ、見えてきた学生の現状と課題を記します。

ある学生のつぶやきから

きっかけは他県での学生支援の取り組みをメディア等で知った柳生さん（後の実行委員長）の「自分にも何かできないか」というつぶやきからでした。本人も自らのバイトで学費と生活費を稼ぎながら大学に通う苦学生、周りにもバイトのシフトが減って収入が少なくなった友人が多くいます。これまでつながりのある学生に声をかけ、また民医連・生活と健康を守る会・農民連など熊本地震や熊本豪雨災害でも支援活動のノウハウが豊富な各団体からの協力も受け、11月に実行委員会を立ち上げ、手探りで準備に取りかかりました。

第1弾の配布会に100名を超える学生の列

「年内に1回目の配布会を」と急ぎカンパや物資の拠出を依頼、集まったカンパ30万円で学生が必要な食料品を買い揃えました。熊大近辺の学生アパートに案内チラシをポスティング・SNSを活用して告知し、いよいよ迎えた12月13日の当日。会場となった熊大近くの公園で準備を進めていると、開始30分前から列ができ始め、最終的には予想を超える103名の学生が詰めかけました。

メディアによる報道は絶大

配布会の様子は、熊日新聞やテレビメディアで報道され、学生による学生への支援の取り組みが社会に知られることになりました。途端に多くの県民・企業から対応が追い付かないほどの支援の申し出があり、事務所に入りきれないほどの物資、そしてカンパが連日寄せられました。

さらに次回の配布会の予定も報道されたことで、1月の第2弾では370名の学生が殺到、公園の外にまで長い列ができました。続く2月の第3弾でも300名超が集まり、深刻な状況が広がっていることが明らかになりました。



370名の学生が列をなす熊本市渡鹿公園（1月30日）

学生の生活実態は

配布会では、物資の配布と同時に学生生活実態調査も実施。1月の配布会では、参加者の8割を超える308名から回答を得ました。その結果をみると、コロナ禍で「収入が減った」62%、「ゼロになった」7%と参加者の7割もの学生が経済的な影響を受けていることが分かりました。また、学生生活で「困っていること」の問い合わせ、「登校する機会がほとんどなく、サークル活動なども制限されているため友人やつながりを作りづらい」という記述があるなど、孤独と不安に追い込まれている学生が多いことが明らかになりました。

2月16日には、これらの実態をもとに県へ要請し同時に記者会見。「給付金の拡大、継続実施」「学費の減免」などの経済的な支援や、大学と連携して安心して学び、安全に学校生活を送れるような環境整備を求めました。

本来は公助、そして根本的な高い学費問題

やむにやまれぬかたちで立ち上がった学生の取り組みに、社会から温かい手が差し伸べられていますが、これを美談ですませてはなりません。本来であれば、生活の糧を持たない学生に対して手を差し伸べなければならないのは、国や県などの行政のはずです。さらに言うと、自らバイトしながら学費や生活費を稼がなければならぬ、そうでなくても奨学金を借り、卒業の時点で数百万円の借金を抱えて社会に出ざるをえない学生が多くいます。これらはコロナによって新たに生まれた問題ではなく、以前からあった問題がコロナでさらに深刻化し、顕在化したに過ぎません。

社会の担い手である未来ある学生に、社会はどう向き合うのか問われています。

短信

核兵器廃絶の願いを 門徒の方々と共に

核兵器禁止条約が1月22日に発効したのを受けて、熊本市南区の自坊（浄土真宗本願寺真行寺）で核兵器の廃絶と平和を願う想いを込めて梵鐘を撞きました。

この梵鐘は第二次世界大戦中の1944（昭和19）年に供出されたものを、前住職（藤岡崇信）が1979（昭和54）年に門徒と共に再建したもので、「世の中安穏なれ」という親鸞聖人の言葉が刻まれています。

本来、戦争を否定し平和を希求するはずの宗教は、戦争の抑止力となった事例よりも、戦争を肯定し、その推進力となったことの方が圧倒的に多いのは歴史を見れば明らかです。浄土真宗も例外ではなく、日清、日露戦争、そして先の大戦と、仏具供出、戦死者に対する院号法名の無償下附をはじめ阿弥陀仏と天皇を同一視し、その教えまでもゆがめてしまうといった戦争賛美・戦争協力の歴史を持っています。

ただ浄土真宗では人間を「ギリギリの状況になれば何をするかわからない脆い存在である」と説きます。そういう意味では戦争協力を推進した本願寺教団や、兵隊となって戦地で殺人を犯した僧侶を断罪することよりも、そういう「ギリギリの



状況（=戦争に反対できない状況）」を作らないようにすることが大切だと思っています。

また宗教者が平和の問題に関わる時には「神仏に祈り平和を実現する」という方法が多く見られます。その方法を否定はしませんが、浄土真宗の教えに学べば平和の問題は仏に頼むのではなく、一人ひとりの自覚によって達成できると思っています。なので今回、梵鐘を撞いたからといって、その功德によって世界平和が実現したり、ましてや今回の条約に日本が参加することになるといったことはありえないと思っています。ただ普段撞かない時間に鐘を撞けば、このことに気付いた方と平和の門題を語る縁になり、それが個々の自覚に繋がるのではないかと思っています。

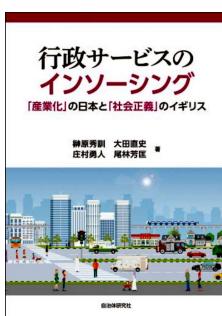
真行寺では高校生平和大使のみなさんを招いて話を聞いたり、核兵器廃絶の願いを門徒の方々と共に活動を続けています。今回の画期的な条約に日本が参加しなかったのは大変残念なことです、これからも取り組みをつづけていこうと思っています。

（真行寺住職 藤岡 崇史）

《注目の書籍紹介》

行政サービスのインソーシング 「産業化」の日本と「社会正義」のイギリス

榎原 秀訓、大田 直史、
庄村 勇人、尾林 芳匡（著）
自治体研究社刊 1,600円+税



行政（公共）サービスはどうあるべきなのか。日本では公的サービスのアウトソーシング、民営化、産業化が唯一の選択肢とされている。一方、イギリスでは、再公営化、つまり、民間から公営に取り戻す、インソーシングの事例がみられる。それは民営化、産業化による弊害、サービスの破綻・劣化が原因であり、公正を旨とする「社会正義」に根差した動きでもある。イギリスでの調査やシンクタンクへのインタビュー、現地の労働組合・市民団体等の社会運動を紹介し、日英比較を通して、これからの行政サービスのあり方を多角的に考える。

編集後記

研究所が抱える課題の一つに会員の会への「参加促進」がある。新型コロナもあり部会・研究会の集まりは停滞し、シンポや講演会なども企画しづらい。一方、それぞれの地域では、「新型コロナと地域経済」「豪雨災害からの復興」「議会改革」や「自治体財政」など課題は山積だ。前号では豪雨災害について、今号では有明海問題について地域からレポートをいただいた。来月号から新設の「読者のひろば」も活用いただき、紙面での活発な交流をお願いしたい。（F）